平成２３年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市元町71番地１　ロワイヤル元町504
債務者　小林　康成
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３０号
長崎県長崎市野母町1222番地14
債務者　峰　　新
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1000番地４
債務者　東島　美穂
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
長崎県長崎市松が枝町３番２号　伊野ビル305号室
債務者　嵩山　早見
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
長崎県長崎市白木町11番６号　アンジェラス白木Ａ棟101
債務者　魚見愛二郎
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
長崎県長崎市野母町2331番地１、旧住所長崎県長崎市上小島３丁目１番30号　松尾アパートＡ棟102号
債務者　菊谷　美幸（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
長崎県長崎市泉１丁目８番６号　外林方
債務者　園田由美子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
札幌市豊平区美園４条３丁目２番９号
債務者　松森　昭憲
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４１号
札幌市東区北42条東１丁目１番16号
債務者　山田　晃久
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９９号
北海道千歳市栄町３丁目10番地の２
債務者　千葉　稔洋
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９８号
札幌市豊平区平岸３条８丁目９番31―402号
債務者　鈴木　優美
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７６号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番11―508号
債務者　榎本　一博
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８２号
札幌市中央区南８条西23丁目２番５―603号
債務者　中塚　麻衣（旧姓鍵谷）
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５６号
札幌市北区拓北２条２丁目１番15―103号
債務者　渡邊　　暁
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５７号
札幌市北区拓北２条２丁目１番15―103号
債務者　渡邊　　忍
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００１号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番20―201号
債務者　京谷　治虫
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４４号
北海道恵庭市緑町２丁目５番４―102号
債務者　田中美智子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部